

改正 平成31年4月1日

第1 目的

重度身体障害者グループホーム（以下、「グループホーム」という。）は、身体上の障害のため家庭において日常生活を営むのに支障のある重度身体障害者（身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）の別表第5号に定める身体障害程度等級表のうち、2級以上の障害のある者であって、入浴、炊事、食事等に全面介助又は一部介助を要する者。以下同じ。）に対し、その日常生活に適するような居室その他の設備を低額な料金で利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与し、もって身体障害者の地域生活を支援することを目的とする。

第2 設置経営主体

グループホームに対する支援体制の確立している社会福祉法人、一般社団法人又は一般財団法人及び特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に定める特定非営利活動法人（以下「法人」という。）であって、身体障害者福祉に対する経験を有するもの。

第3 対象施設

この事業の対象となるグループホームは法人が設置し、運営するグループホームで、障害者施策推進区市町村包括補助事業実施細則（平成19年8月10日19福保障自第489号）別紙1に定める基準を満たすと市長が認めたものとする。

第4 事業開始届

法人は、グループホームを設置して、経営しようとするときは、その事業の開始前に、市長に、「グループホーム事業開始届」（第1号様式）に定める事項を届け出なければならない。

第5 事業変更届

第3による届け出をした法人は、その届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から1月以内に、市長に、「グループホーム事業変更届」（第2号様式）により届け出なければならない。

第6 事業廃止届

第4による届け出をした法人は、事業を廃止しようとするときは、廃止の日の1月前までに、市長に、「グループホーム事業廃止届」（第3号様式）により届け出なければならない。

第7 立地条件

- (1) 設置に当たっては、利用者の分布状況等社会的需要に応じた効率的活用が期待されるよう努めるものとする。
- (2) 敷地は、保健衛生、交通の便等を考慮のうえ利用者の生活を健全に維持できる環境の地を選定するものとする。

第8 利用対象者

グループホームの利用対象者は、原則として市内に住所を有する18歳以上の重度身体障害者とする。ただし、常時の医療を必要とする状態にあるものを除く。

第9 利用方法

グループホームの利用は、利用者と経営主体との契約によるものとする。経営主体は、利用者に対してあらかじめ、サービスの提供内容等を説明しなければならない。

第10 定員

グループホームの定員は、4名から10名とする。なお、このうち、おおむね全員が重度身体障害者であることを要する。

第11 利用料

- (1) グループホームの利用に要する費用は、利用者の負担とする。
- (2) グループホームの利用料は、地域の実態等を勘案した低額なものとする。
- (3) グループホームにおける食事その他特別なサービスに要する費用は、その実費を利用者の負担とする。
- (4) その他、グループホームの利用に当たって保証金の徴収又は利用者の不当な負担となる条件を課してはならないものとする。

第12 家賃の助成

市長は、利用者が支払ったグループホームの利用に要する費用のうち、家賃に相当する額の全部又は一部を、当該利用者の所得に応じて別表2の基準により助成することができる。

- 2 前項の規定による家賃の助成を受けようとする利用者は、「家賃助成申請書」（第4号様式）により市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請をした利用者に対する家賃助成の可否を決定したときは、「家賃助成承認・不承認通知書」（第5号様式）により通知する。
- 4 助成対象となる家賃は、前項により助成承認を受けた者（以下「助成承認者」という。）がグループホームに入所した月から当該助成承認者に係る助成承認があった日が属する年度（以下「承認年度」という。）の末日までのものとする。ただし、グループホームに入居した月が承認年度より前である場合は、当該承認年度の4月からのものとする。

第13 家賃助成の請求及び支払

助成承認者は、家賃助成額請求書（第6号様式）に、その者が支払った家賃の領収書を添付して、四半期ごとに、市長に対し請求する。

- 2 市長は前項の請求の内容が適当と認められるときは、速やかに助成金を支払うものとする。

第14 助成承認内容の変更

助成承認者は、助成承認の内容に変更が生じた場合は、家賃助成承認内容変更届出書（第7号様式）により、速やかに市長に当該変更事項を届け出なければならない。

- 2 市長は前項の届出に基づき、当該届出のあった助成承認者の助成承認内容を変更したときは、家賃助成承認内容変更通知書（第8号様式）により通知する。ただし、当該変更内容が軽微な場合にあっては、この限りではない。
- 3 前項による助成承認内容の変更は、当該変更の原因となる事実が発生した月から適用する。

第15 助成承認の取消

市長は助成承認者が次の各号に掲げる場合に該当するときは、当該助成承認者に係る助成承認を取り消すことができる。

- (1) 第8に規定する利用対象者に該当しなくなったとき
- (2) 家賃助成の申請において、偽りその他不正の行為があったとき
- (3) その他市長が家賃を助成することが不相当と認めたとき

第16 助成金の返還

市長は第15の2号の規定により助成承認を取り消した場合であって、既に支払った助成金があるときは、当該助成承認を取り消した者に対し、その支払った助成金の全部又は一部を返還させるものとする。

第17 建物の構造、設備

グループホームの建物の構造、設備については、別表1に定めるとおりとする。

第18 職員配置

グループホームには、施設の管理並びに利用者の生活及び自立に関する相談、その他必要な援助を行うために必要な職員を次の各号のとおり置くものとする。

- (1) 管理人1名及び介助員2名以上。
- (2) 職員には、身体障害者の福祉の増進に熱意を有し、上記の業務遂行に必要な能力があるものをあてるものとする。
- (3) 職員は職務上知り得た利用者の個人情報をみだりに他人に知らせ又は、不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第19 サービスの提供

グループホームの設置経営主体は、利用者へのサービスの提供について、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者の自立した生活に必要な相談、助言等に努めるとともに健康管理、レクリエーション等については、利用者のニーズに応じて対策が講じられるよう配慮するものとする。
- (2) 一時的な疾病等のため日常生活に支障がある場合は、介助、給食サービス等日常生活の支援が行えるよう配慮すること。
- (3) 利用者の守るべき共同生活上の規律、その他必要な事項については、極力利用者の意見を尊重し、定めるものとする。
- (4) 疾病、収入の途絶え等により利用者がグループホームで生活することが困難となった場合には、医療機関への連絡、家族との調整等所要の措置をとるとともに、関係諸制度、諸施策の活用についても迅速かつ、適切な対応を行うこととする。
- (5) 介助等のため、ホームヘルパー派遣制度の利用等配慮する。

第20 非常災害対策

グループホームの設置経営主体は、その設置経営するグループホームについて、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

第21 管理規程

グループホームの設置経営主体は、その設置経営するグループホームについて、利用者に対するサービスの提供方法、利用者が守るべき規律その他設備の管理についての重要事項に関する規程を定めるとともに契約時に提示するものとする。

第22 帳簿の整備

グループホームは、設備、職員、会計及び利用者へのサービスの提供の状況に関する諸記録を整備しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

別表 1

構 造	(1) 構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されなければならない。	
	(2) 建物は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同上第9号の3に規定する準耐火建築物でなければならない。	
	(3) 木造の場合は建築基準法第2条第8号に規定された防火構造とする。	
設 備	居 室	(1) 原則として、個室とすること。
		(2) 原則として、1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9㎡以上とすること。
	浴 室	利用者の特性に応じたものであること。
	便 所	利用者の特性に応じたものであること。
	共用室	利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用定員に応じて適当な広さを有すること。
	管理人室	設けること。

別表 2

区 分	利用者の所得額	家賃助成額
1	月額 73,000円 未満	全額（但し、助成月額 24,000円 を限度とする。）
2	月額 73,000円 以上 97,000円 未満	半額（但し、助成月額 12,000円 を限度とする。）

- (1) 所得額は、利用者の収入月額から社会保険料、所得税、地方税及び交通費の月額を控除した額とする。
- (2) 収入には、次のものを含む。
- ア 所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に定める給与所得
 - イ 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第3条第2項に定める公的年金給付
 - ウ 国及び地方自治体が支給する各種手当、交通費給付。但し支給対象者1人につき月額17,000円以下のものを除く。